議案第43号

北本市道路占用料徴収条例の一部改正について

北本市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

平成25年6月3日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北本市道路占用料徴収条例(昭和49年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」 に改め、同表中

令第7条第2号に掲げる工事用施設及	占用面積1平	5 0 0
び同条第3号に掲げる工事用材料	方メートルに	
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及	つき 1 月	1 4 0
び同条第5号に掲げる施設		

を

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平	1, 400
	方メートルに	
	つき1年	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及	占用面積1平	5 0 0
び同条第5号に掲げる工事用材料	方メートルに	

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 つき1月 び同条第7号に掲げる施設

1 4 0

に改め、同表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施 設及び自動車駐車場の項中「第7条第6号」を「第7条第9号」に、 「同条第7号」を「同条第10号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号参考資料

北本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現		行			改	正	案	
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)					
F	占用物件 略		占用料(円)		占	用物件	単位	占用料(円)
			略			略	略	略
道路法施行	略	略	略		道路法施行	略	略	略
令(昭和2	幕(令第7条第2				令(昭和2	幕(令第7条第4		
7年政令第	<u>号</u> に掲げる工事	m./-z	略	1	7年政令第	<u>号</u> に掲げる工事	m <i>k</i> z	m <i>k</i> z
479号。	用施設であるも	略			479号。	用施設であるも	略	略
以下「令」	のを除く。)				以下「令」	のを除く。)		
という。) 第					という。) 第			
7条第1号					7条第1号	m/ /	m∕ o	m々
に掲げる物					に掲げる物	略	略	略
件	略	略	略		件			
				令第7条第2号に掲げるエ		占用面積1	1,400	
					<u>物</u>		平方メート	
							ルにつき1年	
令第7条第	令第7条第2号に掲げる工事 占用 用施設及び同条第3号に掲げ 平力		500		令第7条第4号に掲げる工事		占用面積1	500
用施設及び					用施設及び同条第5号に掲げ		平方メート	
る工事用材料		ルにつき1			る工事用材料	<u>}</u>	ルにつき1	

令第7条第4号に掲げる仮設	<u>月</u>	140	令第7条第6	6号に掲げる仮設	<u>月</u>	140
建築物及び同条第5号に掲げ			建築物及び同	司条第7号に掲げ		
る施設			る施設			
令 <u>第7条第</u>			令第7条第			
<u>6号</u> に掲げ			<u>9号</u> に掲げ			
る施設並び			る施設並び			
に <u>同条第7</u>	略	略	に <u>同条第1</u>	m&	m々	m.⁄z
<u>号</u> に掲げる 略			<u>0号</u> に掲げ	略	略	略
施設及び自			る施設及び			
動車駐車場			自動車駐車			
			場			
備考 略			備考 略			